

令和5年5月20日発行 通巻270号 (発行/一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

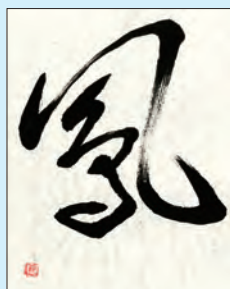
NISHIARAI HOJINKAI

2023
5
vol.270



表紙●乃木神社境内の風鈴
撮影●永田 一雄

巻頭コラム



小川 節子 書

目 次

巻頭コラム「鳳」
「京都に魅せられて」
第三組織委員長 齋藤 正…………… 2

納税六団体新年賀詞交換会

令和4年度報告

令和4年度 事業概況報告書
令和4年度 事業実施報告…………… 4

令和4年度 貸借対照表
令和4年度 正味財産増減計算書…………… 5

令和4年度 財務諸表に対する注記
第47回通常総会のお知らせ……………6

西新井税務署・西新井納税六団体共催
確定申告早期提出「e-Tax利用推進」街頭PR…… 7

第45回一泊研修会・親睦会のお知らせ……………8～9

令和5年度 税制改正大綱……………10～11

厚生委員会
法人会福利厚生制度利用案内……………12

源泉部会・青年部会・女性部会
三部会合同新年研修会……………13

サービス事業委員会
会員向けサービス事業のご案内……………14

部会・ブロック・支部

源泉部会
インボイス研修会開催
女性部会
新春 明治座観劇会……………15

青年部
新旧部会卒業懇親旅行……………16

第4ブロック
会員研修会
第5ブロック
会員税務研修会・会員増強中間報告会……………17

舎人支部「親睦ゴルフ大会」
加賀・鹿浜支部「加賀・鹿浜支部役員会」…18

社会貢献委員会
未使用タオル回収協力のお願い……………19

西新井税務署からののお知らせ……………20～21

足立都税事務所からののお知らせ……………22

警察だより
消防署だより……………23

東京税理士会……………24

決算法人説明会・新設法人説明会……………25

催しものインフォメーション
表紙のことば／編集後記
税務無料相談室……………26

京都に魅せられて



第三組織委員長
齋藤 正

1993年からJR東海のテレビコマーシャルが始まりました。「そうだ京都、行こう。」この短いフレーズと共に京都の四季折々、寺社仏閣が映像で流れ、本当にそうだ京都に行こうという気持ちになってしまいました。

京都は、修学旅行（はるか昔ですが）、ドラマ、特集番組などでその良さは十分知ってはいました。しかし、何回か足を運んでみると随所に平安京から1200年の重みを感じることが出来、もっともっと色々なことを知りたくなりました。

まず初めに京都及び近郊には世界文化遺産が17社寺あり、それらをすべて訪ねてみることにしました。

比叡山延暦寺、高山寺、上賀茂神社、下鴨神社、銀閣寺、金閣寺、龍安寺、仁和寺、天龍寺、二条城、清水寺、西本願寺、東寺、西芳寺、醍醐寺、宇治平等院、宇治上神社。

この世界文化遺産17社寺は、もうすぐ制覇出来そうです。

京都には社寺がおおよそ360あり、世界文化遺産以外にも魅力のある、ご利益のある、話題性のある社寺が多くあり、すべて回るのは不可能なことです。

最近行ってみてのお勧めは、金閣寺

（以前にもまして豪華になりました。）、御金神社（最強のパワースポット）、東福寺（特別展東福寺が上野にある東京国立博物館で5月7日まで開催中）そして上賀茂神社です。

京都の祭りといえば、祇園祭、葵祭、時代祭が有名です。

祇園祭は、7月に行われる八坂神社の祭礼です。町が祇園祭一色になり、町内のあちこちから祇園囃子の音が聞こえてきます。山鉦巡行は17日の前祭、24日の後祭が行われます。

葵祭は、1500年前に始まったとされる下鴨神社、上賀茂神社の例祭で5月15日の「路頭の儀」では平安装束をまとった人が京都御所から下鴨神社、上賀茂神社と練り歩きます。

時代祭は、平安遷都1100年紀年祭を奉祝する行事として明治28年に始まった平安神宮の大祭です。10月22日に明治時代から平安時代までの衣装に扮した人々が、京都御所から平安神宮まで練り歩きます。

この三大祭りに合わせて京都に旅行するのも良いかと思います。

京都は、いつ行っても映えるスポットが見ることが出来ますので「そうだ京都、行こう」では是非行ってください。



令和5年度 新年賀詞交歓会

日時: 令和5年1月30日(月)

会場: 西新井法人会館



ご来賓の皆様



納税六団体長の皆様



着座で行いました



皆様自席にて楽しました



中締めをつとめられた安江文博会長

令和5年1月30日、コロナ禍になってから実に4年ぶりに西新井法人会館で新年賀詞交歓会が開催されました。開催にあたり、感染拡大防止の観点から、例年よりも各団体からの参加人数を少なくし、手指消毒・マスク着用をし、着座形式での賀詞交歓会となりました。

まず主催者代表からのご挨拶があり、その後西新井税務署武内邦夫署長をはじめとするご来賓の方々よりご挨拶をいただき、乾杯のご発声の後、懇親会が始まりました。

その後の懇親会も、参加者の皆様は自席にてお酒や料理を楽しんでいらっしゃいました。楽しい時間の過ぎ行くのは早く思われる中、中締めを当会の安江文博会長がつとめられ、「来年はマスクを気にせず、立食で皆様と楽しめたらと思います。」と述べていらっしゃいました。

(事務局)

令和4年度 事業概況報告書

2022年は、オミクロン株によるコロナウイルス感染症拡大、ロシアのウクライナ侵攻、国際商品相場の高騰、上海ロックダウン、欧米のインフレ加速と景気悪化などにより、想定外の展開となりました。

日本経済に焦点を絞ると、年初から春先までは「まん延防止等重点措置」で欧米に比べ脱コロナ／ウイズコロナで出遅れ、対ロシア制裁の影響による物価上昇が個人消費の回復を遅らせました。その間、設備投資が堅調拡大を維持し景気の下支えとなりました。

また、2022年の円相場は歴史的な展開となり、一時は1ドル=151円台後半と、対ドルで約32年ぶりの安値をつけました。日米の金利差の拡大に加えて、根底には日本経済の停滞があります。輸出でかつてのように稼げなくなる一方、海外へのエネルギー依存の高まりで輸入額は増加の一途をたどっております。貿易赤字を通じて日本のマネーは海外に流出し続けており、歴史的な円安・ドル高は日本経済への警告を発しています。

夏場のコロナウイルス感染症拡大が収束した後はウイズコロナに移行し、政府の支援策もあり個人消費は持ち直しましたが、年末にかけては海外景気の悪化を受けてモノの輸出が減少となりました。中国のゼロコロナ政策も混乱の要因の一つになったかと思われます。

2023年は、物価上昇と海外景気悪化という強い逆風に、コロナウイルス感染症再拡大や日銀の不透明な金融政策という懸念材料が加わる中で、景気腰折れを回避し経済活動の正常化と安定成長によるデフレからの完全脱却に挑戦する年となっています。

この様に日本経済が激しく変動する渦中にあり、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和4年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、コロナ禍の状況により思うように進展させることは困難でありましたが、令和5年3月末現在、稼働法人数7,169社、会員数5,325社、加入率74.3%であり会員数5,000社以上の大規模法人会の中にあって、23年連続で加入率が全国第1位を維持することが出来ました。

各委員会が主催する研修事業では10月11日に、西新井税務署より武内邦夫署長を招いて「国税庁レポート2022」と題した講演会を開催し、コロナ禍の参加者人数制限下ではございましたが120名もの会員が参加し、有意義且つ興味深いご講演を拝聴することが出来ました。その他の事業については、本年度もコロナ禍の影響により、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で毎年社会貢献事業の一環として参加している「足立区民まつり」は中止となり、加えて、「第10回恋活パーティー」、「第44回法人会研修会」、「第28回法人会ゴルフ大会」そして「舎人公園千本桜まつり」までが、延期または中止という自粛を余儀なくされました。

第46回通常総会の決議に基づく諸事業については、上記のような社会背景により事業計画通り遂行する事が出来ませんでした。しかしながら、税務当局には随所に亘り適切なるご指導を頂き、また、法人会会員各位には絶大なるご理解とご協力を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

令和4年度 事業実施報告

会報発行状況について					行事回数及び参加人員数			
第266号	24ページ	令和4年	5月10日	5,500冊	理事会	4回	延	212名
第267号	20ページ	令和4年	9月12日	5,500冊	委員会	56回	延	889名
第268号	20ページ	令和4年	11月7日	5,500冊	源泉部会	14回	延	265名
第269号	28ページ	令和5年	1月10日	5,500冊(カラー)	青年部会	12回	延	149名
合計				22,000冊	女性部会	19回	延	241名
税務無料相談室の利用状況					新設・決算法人説明会、インボイス説明	37回	延	423名
西新井税務経理指導所との契約相談件数				32件	全法連	7回	延	22名
会員異動に関する事項					東法連	20回	延	24名
令和4年4月1日				5,386社	六団体長会、税務連絡協議会	16回	延	64名
入会				110社	その他会議、研修会等	5回	延	3,371名
退会				171社	ブロック会	45回	延	494名
純増				△61社	支部会	103回	延	1,197名
令和5年3月31日現在				5,325社	合計	338回	延	7,351名

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1. 流動資産				1. 流動負債			
現金預金	37,340,550	39,751,653	△2,411,103	預り金	908,155	808,752	99,403
前払金	12,160	12,160	0	未払法人税等	437,400	179,300	258,100
仮払金	46,933	0	46,933	流動負債合計	1,345,555	988,052	357,503
流動資産合計	37,399,643	39,763,813	△2,364,170	2. 固定負債			
2. 固定資産				長期借入金	30,118,926	41,427,810	△11,308,884
(1) 基本財産				仮受金	70,000	70,000	0
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	固定負債合計	30,188,926	41,497,810	△11,308,884
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0	負債合計	31,534,481	42,485,862	△10,951,381
(2) 特定資産				III 正味財産の部			
什器備品購入積立預金	6,000,000	3,000,000	3,000,000	1. 基金			
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0	基金	0	0	0
特定資産合計	23,526,351	20,526,351	3,000,000	2. 指定正味財産			
(3) その他固定資産				指定正味財産合計	0	0	0
建物	44,330,925	48,242,549	△3,911,624	3. 一般正味財産			
建物付属設備	3,144,120	3,709,973	△565,853	(1) 代替基金	0	0	0
構築物	1	1	0	(2) その他一般正味財産	327,376,656	320,291,498	7,085,158
什器備品	98,307	122,883	△24,576	一般正味財産合計	327,376,656	320,291,498	7,085,158
土地	245,141,299	245,141,299	0	(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
電話加入権	240,491	240,491	0	(うち特定資産への充当額)	23,526,351	20,526,351	3,000,000
出資金	30,000	30,000	0	正味財産合計	327,376,656	320,291,498	7,085,158
その他固定資産合計	292,985,143	297,487,196	△4,502,053	負債及び正味財産合計	358,911,137	362,777,360	△3,866,223
固定資産合計	321,511,494	323,013,547	△1,502,053				
資産合計	358,911,137	362,777,360	△3,866,223				

令和4年度 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				水道光熱費	1,633,131	1,307,752	325,379
1. 経常増減の部				賃借料	1,588,686	1,588,474	212
(1) 経常収益				保険料	848,588	771,526	77,062
基本財産運用益	100	100	0	諸謝金	460,000	442,800	17,200
基本財産受取利息	100	100	0	租税公課	2,001,339	1,678,247	323,092
受取会費	50,403,900	51,642,100	△1,238,200	租税公課2	707,100	170,600	536,500
一般受取会費	48,783,900	49,867,300	△1,083,400	諸会費	351,500	358,500	△7,000
部会受取会費	1,620,000	1,774,800	△154,800	支払利息	375,335	485,658	△110,323
事業収益	11,650,680	10,436,438	1,214,242	委託費	1,455,323	1,365,974	89,349
研修事業収益	1,421,500	565,500	856,000	広告宣伝費	305,260	531,960	△226,700
広告事業収益	2,104,000	2,681,500	△577,500	渉外費	712,410	962,260	△249,850
簡易保険取扱手数料収益	0	185,595	△185,595	慶弔費	560,718	859,500	△298,782
東京都中小企業共済手数料収益	802,135	1,146,177	△344,042	表彰費	563,175	615,214	△52,039
厚生事業委託収益	1,057,654	984,781	72,873	リース料	1,005,552	1,518,242	△512,690
会館賃貸収益	3,453,000	2,444,000	1,009,000	新聞図書費	92,400	99,711	△7,311
複写機事業取扱手数料収益	880,451	813,847	66,604	支払手数料	962,469	1,084,571	△122,102
特別団体保険収益	331,900	405,278	△73,378	顧問料	1,056,000	990,000	66,000
通信回線代行収益	128,040	128,260	△220	雑費	172,447	84,486	87,961
ETC 取扱手数料	1,472,000	1,081,500	390,500	経常費用計	77,805,684	71,383,101	6,422,583
受取補助金等	18,710,641	18,427,593	283,048	評価損益等調整前当期経常増減額	7,522,558	13,773,694	△6,251,136
受取全法連助成金	17,515,200	17,432,000	83,200	評価損益等計	0	0	0
受取東法連助成金	1,195,441	995,593	199,848	当期経常増減額	7,522,558	13,773,694	△6,251,136
受取負担金	1,590,985	761,400	829,585	2. 経常外増減の部			
受取負担金	1,590,985	761,400	829,585	(1) 経常外収益			
業務委託収益	450,000	450,000	0	経常外収益計	0	0	0
業務委託収益	450,000	450,000	0	(2) 経常外費用			
雑収益	2,521,936	3,439,164	△917,228	経常外費用計	0	0	0
受取利息	2,465	2,619	△154	当期経常外増減額	0	0	0
雑収益	2,303,270	3,225,632	△922,362	税引前当期一般正味財産増減額	7,522,558	13,773,694	△6,251,136
損保協力謝金	216,201	210,913	5,288	法人税、住民税及び事業税	437,400	179,300	258,100
経常収益計	85,328,242	85,156,795	171,447	当期一般正味財産増減額	7,085,158	13,594,394	△6,509,236
(2) 経常費用				一般正味財産期首残高	320,291,498	306,697,104	13,594,394
事業費	77,805,684	71,383,101	6,422,583	一般正味財産期末残高	327,376,656	320,291,498	7,085,158
給料手当	28,497,194	27,252,197	1,244,997	II 指定正味財産増減の部			
退職給付金費用	1,200,000	0	1,200,000	受取補助金等	17,515,200	17,432,000	83,200
福利厚生費	7,357,327	6,070,422	1,286,905	受取全法連助成金	17,515,200	17,432,000	83,200
会議費	9,479,802	6,472,683	3,007,119	一般正味財産への振替額	△17,515,200	△17,432,000	△83,200
研修費	280,620	131,800	148,820	一般正味財産への振替額	△17,515,200	△17,432,000	△83,200
旅費交通費	992,034	6,600	985,434	当期指定正味財産増減額	0	0	0
旅費交通費共通	969,217	905,179	64,038	指定正味財産期首残高	0	0	0
通信運搬費	413,070	366,618	46,452	指定正味財産期末残高	0	0	0
共通通信運搬費	1,594,898	1,873,340	△278,442	III 基金増減の部			
減価償却費	4,502,053	4,533,954	△31,901	当期基金増減額	0	0	0
消耗品費	2,086,119	1,707,645	378,474	基金期首残高	0	0	0
修繕費	2,822,184	3,976,497	△1,154,313	基金期末残高	0	0	0
印刷製本費	2,759,733	3,170,691	△410,958	IV 正味財産期末残高	327,376,656	320,291,498	7,085,158

令和4年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。
- (2) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	3,000,000	3,000,000	0	6,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小 計	20,526,351	3,000,000	0	23,526,351
合 計	25,526,351	3,000,000	0	28,526,351

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小 計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	6,000,000	0	(6,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小 計	23,526,351	0	(23,526,351)	0
合 計	28,526,351	0	(28,526,351)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	74,084,129	44,330,925
建物付属設備	10,119,749	6,975,629	3,144,120
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	3,970,375	98,307
合 計	132,803,485	85,230,132	47,573,353

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第47回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第47回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。(4月28日郵便にて発送済)

尚、**ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。**

記

日 程 令和5年5月30日(火)

場 所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館2階ホール

内 容 第1部 会員増強表彰式 午後3時30分～4時00分

第2部 第47回通常総会 午後4時00分～5時30分

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月28日発送のはがきをご確認願います。

西新井税務署・西新井納税六団体共催 確定申告早期提出「e-Tax利用推進」街頭PR



西新井大師門前の横断幕



Ario西新井正面入口



Ario西新井懸垂幕



ワールド観光バス(株)

小型バスから～大型バスまで

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]
〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。
厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適な
バスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207で
シンボルマークのステッカーが交付されました!



本 社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電 話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

第45回

一泊研修会・親睦会

～福島県・母畑温泉の旅～



開催日：令和5年7月2日(日)～3日(月)

場所：福島県/母畑温泉

宿泊：八幡屋

福島県石川郡石川町母畑温泉

電話：0247-26-3131

申込み

会費：お1人様 **31,000円** (現金のみ/小切手不可)

参加人数：160名 (大型バス4台) 予定 ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

申込先：各支部厚生委員または事務局(申込みには下記の所定用紙をご使用下さい)

締切日 6月16日(金)

取消：6月20日(火)午後5時までに法人会事務局へご連絡があった場合は、会費をお返し致しますが、以後のキャンセルについてはご返金できませんのでご了承下さい。

キリトリ

第45回 一般社団法人西新井法人会一泊研修会申込書

法人名		氏名		男
				女
住所		氏名		男
電話: ()				女
令和5年			月	日
一般社団法人 西新井法人会厚生委員会 殿				

コース予定

7月2日(日)

足立区内各地 — 首都高速・東北道 —
7:30 集合 8:00 出発

— 羽生PA（合流・出発式） — 大谷PA（休憩） — 宇都宮IC — 日光IC —
9:10 ～9:40 10:20 ～10:35

— 日光東照宮 富士屋観光センター（見学・昼食） — 宇都宮IC — 那須IC —
11:10 ～13:00

— お菓子の城（買物） — 那須IC — 福島空港IC — 母畑温泉 八幡屋
14:15 ～14:35 15:40

懇親会18:00 ～ 20:00（予定）

7月3日(月)

八幡屋 — 柏屋（買物） — いわき湯本IC — 水戸IC —
9:30 出発 10:30 ～10:50

— 水戸ドライブイン ひたちの里（昼食） — 水戸IC — 石岡小美玉IC —
12:00 ～13:00

— いばらきフラワーパーク（解散式・見学） — 土浦北郷IC —
13:50 ～15:30

— 守谷SA（休憩） — 足立区内各地（解散）
16:20 ～16:35 17:30 頃着予定

※コース及び時間は、
都合により変更する場合がございますので、ご了承ください

連絡・問合せ先

法人会事務局

TEL: 3852-2511

FAX: 3852-4795

ワールド自興(株)

TEL: 3897-2809

FAX: 3897-2830



◆ 緊急連絡先 ◆

富士屋観光センター	0288-54-0272
お菓子の城 那須ハートランド	0287-62-1800
水戸ドライブインひたちの里	029-253-3251
いばらきフラワーパーク	0299-42-4111

令和5年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の 2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内に7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2022年10月1日から登録したい場合に、2022年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

厚生委員会

法人会の福利厚生制度のご利用を!

「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん・医療保険」



厚生委員会
委員長 澤谷 義一

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より法人会活動につきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西新井法人会では福利厚生制度として、保険受託会社である大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラックの制度商品をおすすめしております。

大同生命保険㈱及びAIG損害保険㈱の「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」は多くの企業に防衛対策、資金の準備対策等として活用されており、またアフラックの「がん・医療保険」は幅広いがん治療に対応しています。

多くの会員企業の皆様にご理解いただくために大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラックの各推進員が訪問させていただくと思いますが、その際はご協力の程お願い申し上げます。

(厚生委員会 委員長 澤谷 義一)

大同生命



立松 冬蘭



新井 裕子



阿達 里美



松本 洋子



大谷 雅彦



関根 ゆうき



鈴木 理江



伊藤 知佳



大谷 彩佳



川上 静香

A I G



福嶋 千浩



渡辺 一美

アフラック



清水 浩司



島崎 昇久



得洗隊
BODY CORTING とくせんたい

とくせんたい足立店 ((株)東京ユーボス内)
〒121-0836 東京都足立区入谷5-15-13
営業時間 9:30~20:00

☎0120-117-899



低価格

迅速

丁寧

車のコーティング・クリーニングのことならプロにお任せ!

源泉部会
青年部会
女性部会

三部会合同新年研修会

日時: 令和5年3月2日(木)

会場: 西新井法人会館



大野副署長



石谷上席



清水副会長



小林源泉部会長



小倉青年部会長



鈴島女性部会長

令和5年3月2日、西新井法人会館において、三部会合同新年研修会が開催されました。

小林源泉部会長の司会のもと、小倉青年部会長の開会の言葉が始まり、会は進行されました。

第一部の講師には西新井税務署副署長、大野富久様をお迎えし『米と麴と酵母に拘る小一時間』を題材に御講演戴きました。酒蔵で働く人は、納豆を食べてはいけないという話は驚きました。

第二部は、西新井税務署法人課税第一部門法人審理上席、石谷延之様による『改正電子帳簿保存法に関する留意点』を題材に御講演戴きました。改正点を不慣れな私でも解りやすい説明で勉強になりました。楽しい時間は早く過ぎ、鈴島女性部会長の閉会の言葉で会は終了しました。

(源泉部会 幹事 石井 克典)

サービス事業委員会

会員向けサービス事業のご案内



サービス事業委員会
委員長 小泉 公男

サービス事業委員会では、会員向けサービス事業として、会員企業様の様々な要望に応えられる各種事業を行っております。

今回、以下に各社の推進員紹介もさせていただきます。

支部役員会、税務研修会等を含め、会員の皆様と接する機会が増えると思います。会員企業のためのサービス事業ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

(サービス事業委員会 委員長 小泉 公男)

複写機等、OA機器の導入サポート

リステージ株式会社



田中 健一



坂田 陽光



西玉 靖



小林 英二



上野 勇一郎



齋藤 稜太

オーダースーツ 特別価格ご優待

エフワン株式会社



坂入 晴紀

総合火災共済 自動車総合共済 生命傷害共済 医療・傷害総合保障共済

東京都火災共済協同組合



小島 暁史



十亀 亮

外国人技能実習制度、 助成金診断・申請無料サポート

一般社団法人アソシエイト



福田 謙介



杉本 和俊

高速利用料金最適化サポート 法人会推奨 ETCカード発行サービス

ETC最適化窓口 サポートセンター



田中 真

医療保険・死亡保険等

メットライフ生命保険株式会社

法人会の



1日人間ドック型式 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部

東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18

TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資

(小規模事業者
経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・保証人不要の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。

※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。



お問い合わせ

東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200

源泉部会

インボイス研修会開催

日時: 令和5年2月2日(木)

会場: 西新井法人会館



去る令和5年2月2日(木)、午後3時00分より西新井法人会館2階ホールにてインボイス説明会が開催されました。新型コロナウイルス対策のためマスク着用など万全の体制で実施いたしました。久しぶりの対面での説明でしたが、多くの法人会員の方々にご参加頂き、各種スライドでの説明や担当説明官様のご説明に熱心に聞き入っていただきました。

開催された源泉部会幹部の皆様は大変にお疲れ様でした。

今後とも源泉行政の円滑な運用にご協力をお願い申し上げます。

(源泉部会 幹事 廣田 聡一)

女性部会

新春 明治座観劇会

日時: 令和5年3月12日(日)

会場: 明治座

抱腹絶倒! 観劇会

3月にしては汗ばむような一日でコロナの制限も解け、また日曜日ということもあって明治座は千客万来の賑わいでした。

明治座150周年記念前月祭「だいきゃくてん おおえどカーニバル」と題しての特別公演で、出演者も松平健を筆頭に、コロッケ、久本雅美、檀れいと芸達者な豪華な顔ぶれでした。

世間知らずの殿様(松平健)と裏長屋に住む傘屋(コロッケ)が意地の張り合いから、それぞれが城と長屋に入れ替わって暮らすことになるという奇想天外な設定で大騒動が始まります。奥方に檀れい、傘屋の女房に久本雅美という配役。

コロッケは出てくるだけで笑いを誘い、劇中に「ものまねショー」もあり、会場は抱腹絶倒、笑いの渦。

コロナ禍以来、こんなに笑ったことがあったでしょうか。会場の皆さんと心ひとつになって心底笑えたことで幸せ気分になりました。

フィナーレは、勿論「マツケン・サンバ」。出演者全員で舞台狭しと大フィーバー。キンキラです。



明治座玄関前にて

大いに笑って皆と一緒に手拍子打って、コロナ禍で鬱積していた重たい気分が軽くなったように感じます。

「笑い」という妙薬のお陰でしょうか。しあわせ感一杯の観劇会でした。



(女性部会 副部長 小倉 雅榮)

青年部

新旧部会員卒業懇親旅行

日時：令和5年2月24～26日

場所：沖縄



東京はまだまだ寒さ厳しい2月の下旬、温暖な気候の沖縄に令和4年度総会をもって青年部を卒業される皆様や、新入部会員と共に青年部会の更なる発展のため親睦を深めに行って参りました。

初日は現地に到着後、那覇市にある市場などの散策、また沖縄民謡を生演奏で楽しむ料理店で食事をしながら沖縄の文化や歴史に触れて参りました。沖縄ではプロ野球のキャンプなども行っており、2月といえど薄着で過ごせる気候に我々も心が躍りました。

二日目には那覇ゴルフ倶楽部という沖縄では名門のゴルフ場で親睦ゴルフコンペを開催致しました。また、夜の会食ではまつもとと言うアギー豚しゃぶしゃぶの有名店で食事を致しました。さすがに有名店だけあって常に満席で順番待ちの方も多数おられました。

卒業生の皆様には長年に渡り青年部にご尽力、また後輩部員にご指導ご鞭撻を頂き誠にありがとうございました。皆様にご教示いただいた事を新入部会員の皆と共に共有し、継承して参りたいと思います。

卒業生の皆様、西新井法人会青年部ご卒業おめでとうございます！

(青年部 副部長 影山 洋三)



区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内図

西新井会館

西新井会館へのご案内

- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 舍人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
 - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 - 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

日本典礼
イメージキャラクター 浅香光代 先生

0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本典礼 検索

第4ブロック

会員研修会

日時:令和5年3月6日(月)

会場:西新井法人会館



令和5年3月6日(月)午後4時より、西新井法人会館に於いて第4ブロック主催の4支部合同研修会を開催しました。

今回初めての試みとして多くの会員・未会員さんへご案内しましたが、仕事の都合で参加者が予想より少ないことが少し残念に思いました。

講師は、三井住友海上経営サポートセンター営業推進部の町田尚子様「顧客満足を向上させるための従

業員向け接客研修」と題して1時間弱の研修をしていただきました。

顧客満足については「お客様を遇(もてな)すこと、思いやりの心を持ち、相手の立場や気持ちに寄り添う事が大切である。また、相手の不安を和らげるためには安心・安全を伝えることがとても重要です。その結果両者に信頼関係が生まれスムーズに仕事が構築される。」と仰っていました。

次に経営リスクアドバイザーの五十嵐朋人様は、「ビジネスマナーを学び印象をよくすることが相手に対する意思表示をスムーズに出来るようになる。」と仰っていました。

その後は苦情対応など、日ごろ耳にしない話を次々と話して頂き、戸惑いもありましたが大変勉強になりました。

研修会を終え、これからもまた、会員様のニーズに応える研修会を開催したいと第4ブロックで統一した意見にまとまりました。

(鹿浜支部 支部長 鈴木 健治)

第5ブロック

会員税務研修会・ 会員増強中間報告会

日時:令和5年1月27日(金)

会場:瀧野川信用金庫 足立支店
会議室



令和5年1月27日(金)午後4時より、瀧野川信用金庫足立支店会議室にて第5ブロック合同会員税務研修会・会員増強中間報告会を扇支部飛田恒夫支部長司会のもと開催いたしました。

はじめに、齊藤実第5ブロック長より開会の挨拶があり、大野富久副署長、五味昌士法人課税第1統括官よりご挨拶をいただき、税務研修会に入りました。講師は

石谷延之審理上席官にお勤めいただきました。

インボイス制度の取り組みについて、とてもわかりやすく説明していただきました。

インボイス制度は、令和5年10月1日から開始されます。

研修会後は飛田支部長より第46次会員増強運動の中間報告、各委員会報告があり、福利厚生・収益事業委託各会社より新年のご挨拶をいただきました。

最後に「身近で起きた法人会に入っていて良かった出来事」等の事例を江北支部神林京子支部長が話され、閉会の挨拶でお開きになりました。

西新井法人会は今年も新しい流れに乗り、税務研修や研修旅行など行い、一致団結していきたいと思っております。

瀧野川信用金庫の皆様、ご協力いただきありがとうございます。心より感謝申し上げます。

(扇支部 船木 佳昭)

舎人支部

親睦ゴルフ大会

日時:令和4年11月10日(木)

会場:栃木県桃里カントリー倶楽部



令和4年11月10日(木)栃木県桃里カントリー倶楽部に
て舎人支部 親睦ゴルフ大会を開催しました。

コロナ感染も収束に至っておりませんが、コロナウ
イルスの対応も変化の兆しが見られ、支部の活動も
徐々に再開し親睦を深めることにしました。

当日は快晴で絶好のゴルフ日和となりました。総勢
40名が参加され久しぶりのコンペとなりました。

コンペ終了後は、コロナ感染対策を講じ当ゴルフ場
にて成績発表、賞品を渡すことが出来ました。

コロナ感染が収束し盛大に開催が出来、さらなる交
流を願って閉会しました。

開催にあたりご尽力された役員及び、関係各位にお
礼と感謝を申し上げます。

(舎人支部 厚生委員 村上 文教)

加賀・鹿浜支部

加賀・鹿浜支部役員会

日時:令和5年2月14日(火)

会場:瀧野川信用金庫会議室



懇親会は近くのお店にて行いました。

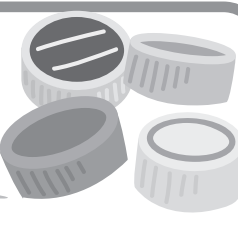
2023年2月14日、瀧野川信用金庫
会議室にて、加賀鹿浜支部役員会を
開催いたしました。会員増強に向け
て、法人の異動リストを元に役割分
担をしました。2023年初の役員会と
いうことで、多くの役員の方々が出
席されました。

懇親会も新型コロナウイルス感染
拡大防止に注意しながら、意見交換
を致しました。

(加賀鹿浜支部 前田 忠)



未使用タオル 回収協力をお願い



未使用タオル

エコキャップ



**社会貢献委員会
委員長
松崎 顕治**

社会貢献委員会では、毎年12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月中旬まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いです。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行なった上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。

**会員企業
(回収)**

**法人会
(取りまとめ)**

**足立区
社会福祉施設**

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!



Mr. ELZ
GOLF SCHOOL & GOLF SHOP

インドアゴルフスクール / ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

定休日 / 火曜日

東京都足立区谷在家2-12-3 TEL. 03-5837-4344



わかばケアセンター
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス



地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の
安心サポート体制

■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興



わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL 03-5809-6202

**『西新井法人会報』
広告募集!**

掲載料金・スペース

一 枠	(天地 50mm×左右 83mm)	¥10,000	(1回)
二 枠	(天地 50mm×左右 175mm)	¥20,000	(1回)
A4 タテ	(天地 297mm×左右 210mm)	¥100,000	(1回)



※掲載は、4回単位になります。

※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。

※上記は全て消費税込の金額になります。

さくら観光バス株式会社
～記憶に残る旅のお手伝い～

大型観光バス 8台保有

36席 × 1台 夜行移動に最適!!

40席 × 4台 少し余裕を持った座席間隔

45席 × 3台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831
東京都足立区舎人1-21-15
TEL: 03-5647-6139
FAX: 03-5647-6539
E-mail: info-t@sakura-kankou.jp





事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和5年10月

スタート



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット





登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



利用できるアプリ

(令和5年5月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※ 地方税統一 QR コード (eL-QR) のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることで納付できます。
詳細は主税局 HP をご覧ください。
(QR コードは (株) デンソーウェーブの登録商標です。)

1 時間まで 無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所(令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

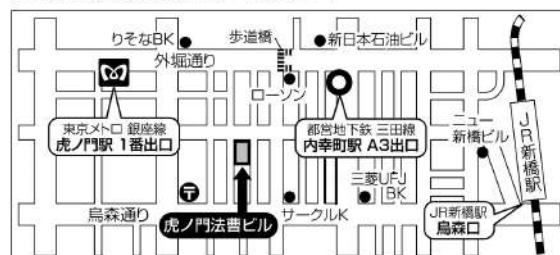
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

★自転車は全員ヘルメットを着用！！

自転車の交通死亡事故のうち、多くの方（約70%）
の死亡原因は、**頭部の損傷**となっています。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務となりました。

あなたのため、大切なご家族のため、みんなでヘルメットを着用しましょう。

～自転車も 正しいマナーと 思いやり～

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



西新井警察署交通課

TEL03-3852-0110 (内線4112)

今 あなたの力が必要です



消防団員募集！



消防団は、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。

- ◆ 入団の条件は、18歳以上の健康な方、西新井消防団の区域に居住、勤務、通学している方

首都東京を守る消防団



西新井消防団HP

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

西新井消防署からのお知らせ



関東大震災100年

過去の災害を振り返り、今日の防災
備えよう、今日の防災

・関東大震災から100年の節目の年です。

自宅やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策
を実施しましょう。



していますか？

家具類の転倒・落下・移動防止対策

地震の発生は、東日本大震災から100年目を迎える
大切な機会です。家具類の転倒・落下・移動防止対策
の徹底をお願いします。

【東京消防庁】

東京消防庁



ふるさと納税について

東京税理士会 西新井支部
税理士 ● 山本 純一

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度です。すなわち、様々な地域に寄付ができる制度で、ご自身の出身地に限らず全国の自治体に寄付することができます。

寄付金のうち、2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除を受けることができます。自分自身で寄付金の使い道を指定できて、地域の名産品などのお礼の品ももらえる魅力的な制度です。ただ、総務省より対象外とされた自治体（東京都庁など）への寄付は、ふるさと納税での控除/還付を受けることができませんので注意が必要です。

① お礼の品がもらえます：応援した地域の特産品などが届きます。

寄付をした自治体から名産品をお礼としていただけます。すなわち、多くの自治体では寄付への感謝として、地域の名産品などを「お礼の品」にして寄付者に届けています。「お礼の品」を通じて、自治体としても、地域の名産品や産業を全国の人に知ってもらえるチャンスとなっています。ですので、礼の品を考えて、寄付する自治体を探すもの良いかもしれません。

② 寄付金の使い道を指定できます：まちづくりや復興支援など使い道を指定できる自治体もあります。

ふるさと納税では、寄付金を自治体がどのように使用するのか、その用途を選択することができます。寄付金の使い道の観点から、寄付先の自治体を選べます。

③ 税金が控除されます：控除上限額内であれば実質自己負担額は2,000円のみです。

ふるさと納税では控除上限額内で寄付を行うと、合計寄付額から2,000円を引いた残りの金額について、所得税の還付や住民税の控除を受けることができます。つまり、控除上限額内の2,000円を超える部分について税金が控除されます。控除上限額は収入や家族構成によって異なりますので注意してください。

また、税金の控除をうけるためには、「確定申告」をするか「ワンストップ特例制度」の適用に関する申請が必要になります。

なお、どちらかを選択して手続きをします。確定申告とワンストップ特例制度の併用はできません。ワンストップ特例制度で提出して、その後、確定申告に変更する場合、対象となる年に行った全寄付分の控除申請をする必要があります。なお、確定申告の内容が優先されるため、各自治体へ申請方法変更の連絡は必要ありません。

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。
葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。
谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。
あせらず、慌てず。まずはお相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。
ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。
また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

月 日	時 間	場 所
令和5年 6月14日(水)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(免税事業者)
6月15日(木)	14:00~16:00	法人会館 (課税事業者)
	16:10~16:40 ※1	
6月16日(金)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(課税事業者)
8月18日(金)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(免税事業者)
8月21日(月)	14:00~16:00	法人会館 (課税事業者)
	16:10~16:40 ※1	
8月22日(火)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(課税事業者)

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

月 日	時 間	場 所
令和5年 7月19日(水)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(免税事業者)
7月20日(木)	14:00~16:00	法人会館 (課税事業者)
	16:10~16:40 ※1	
7月21日(金)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(課税事業者)
9月20日(水)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(免税事業者)
9月21日(木)	14:00~16:00	法人会館 (課税事業者)
	16:10~16:40 ※1	
9月22日(金)	13:30~14:00 ※1	ZOOM(課税事業者)

※1 上記説明会に付随または、ZOOMにてインボイス説明会を開催します。(事前予約制)

※2 受講料、テキスト代は無料です。

※3 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

催しものインフォメーション

5月		
日付	内容	場所
30日(火)	第47回通常総会	法人会館

6月		
日付	内容	場所
2日(金)	源泉部会役員会	法人会館
2日(金)	源泉部会第1回研修会	法人会館
7日(水)	社会貢献委員会	法人会館
9日(金)	研修委員会	法人会館
21日(水)	総務委員会	法人会館
22日(木)	税制委員会	法人会館
23日(金)	サービス事業委員会	法人会館
26日(月)	厚生委員会	法人会館
27日(火)	広報委員会	法人会館

7月		
日付	内容	場所
2日(日)~3日(月)	第45回西新井法人会一泊研修会	福島県
7日(金)	源泉部会役員会	法人会館
19日(水)	財務委員会	法人会館
27日(木)	ブロック長会	法人会館
27日(木)	支部長会	法人会館

8月		
日付	内容	場所
1日(火)	税制委員会	法人会館
3日(木)	定例理事会	法人会館
22日(火)~28日(月)	令和5年度「第一回成人病検診」	法人会館
23日(水)	社会貢献委員会	法人会館

※コロナウイルスにより、多くのイベントや会議が中止または延期せざるをえなくなりました。

まだこの様なことが続くと思われますので、延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。



「乃木神社」

Vol.270

表紙の写真は乃木神社の境内に飾られた風鈴である。乃木神社といえば東京の乃木神社が有名であるが、この写真の乃木神社は栃木県の西那須野、乃木將軍の別荘のそばにあります。乃木將軍は農業用水路をつくり、西那須野の街の発展に貢献し、街の人にとっても慕われた。死後も神としてこの地に祀られ慕われ続けている。

(梅田第一支部 永田 一雄)



3年振りのスキー

-9℃に吹雪気味、久しぶりの事もあり安全第一で滑りました。昼食を摂り、午後も満喫した頃に仲間から「後3本で終わろうか」と声がかかり、3本目最後のリフトを降りる間に「攻めてみるか!」思ってしまった。数分後にはあえなく転倒し、肩に激痛がはしるも何とか下山しました。少し時間が経ち、動かさなければあまり痛みがなかったのも、地元へ帰ってから仲間と食事を楽しんだ。ところが翌朝起きたら左肩パンパン(泣)。整形外科に行くも腱板損傷全治2ヶ月。久しぶりのスポーツには気をつけましょう。

(伊興第一支部 広報委員 湯川 裕明)



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています!



法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部 (西新井税務署隣り)

TEL (3889) 4608~9

第270号 令和5年5月20日

発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原 三丁目10-16 TEL (3852) 2511

http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市関戸 760-1 2F TEL 048(878)9171

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険
(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)と
AIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

Mタイプ: 大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2019-1010(2019年8月22日)
19-073023 2021-8

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314